

山口市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格や生産資材費の高騰により深刻な影響を受けて厳しい経営環境にある農業者に対し、緊急的な対応として経費負担の軽減と経営の安定化を図ることを目的とし、山口市肥料高騰対策緊急支援事業(以下「事業」という。)に係る助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付及び事業種目等)

第2条 市長は予算の範囲内において、前条の事業に要する経費について、肥料高騰対策緊急支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

2 前項の規定による事業種目、対象経費、助成金額及び事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

(助成金の交付申請及び請求)

第3条 前条の規定による助成金の交付申請をしようとする事業実施主体は、山口市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付申請書兼請求書を定める期日までに市長に申請及び請求しなければならない。但し、別表に掲げる対象経費1から3の項目に該当する助成金の交付申請をしようとする事業実施主体は(第1号様式)とし、対象経費4から6の項目に該当する場合は(第3号様式)とする。

(助成金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、山口市肥料高騰対策緊急支援事業助成金交付決定通知書(第2号様式)により、事業実施主体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、山口県農業協同組合中央会が実施する令和4年度肥料高騰対策緊急支援事業の肥料高騰対策緊急支援事業助成決定(支払)通知書の写もしくは肥料高騰対策緊急支援事業助成決定一覧表をもって、審査を省略することができる。

(他の用途への使用禁止)

第5条 助成金の交付を受けた事業実施主体は、当該助成金を他の用途に使用してはならない。

(報告及び検査等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し事業実施状況等について報告を求め、帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(助成金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、事業実施主体が次の各号の一に該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)この要綱に違反したとき。
- (2)助成金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3)事業の施行方法が不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、当該事業実施主体に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

別表

事業種目	対象経費	助成金額	事業実施主体
<p>肥料高騰対策 緊急支援</p>	<p>1 土地利用型作物生産者が令和4年度に購入及び使用し販売を目的に作付けされた作物の肥料価格高騰分の一部を助成</p>	<p>作付面積10アールにつき1,000円とし、10アールに満たない場合は切り捨てる。また、同じ農地で複数回の作付けを行った場合でも1作のみの面積とする。</p>	<p>1 令和4年度の作物作付面積が10アール以上の、市内に住所を有する農業者 2 令和4年度の作物作付面積が10アール以上の、市内に主たる所在地を有する農業法人</p>
	<p>2 園芸作物又は工芸作物生産者が令和4年度に購入及び使用し販売を目的に作付けされた作物の肥料価格高騰分の一部を助成</p>	<p>作付面積10アールにつき2,000円とし、10アールに満たない場合は切り捨てる。また、同じ農地で複数回の作付けを行った場合でも1作のみの面積とする。</p>	
	<p>3 施設花き生産者が令和4年度に購入及び使用し販売を目的に作付けされた作物の肥料価格高騰分の一部を助成</p>	<p>作付面積1アールにつき500円とし、2アールに満たない場合は切り捨てる。また、同じ農地で複数回の作付けを行った場合でも1作のみの面積とする。</p>	<p>1 令和4年度の作物作付面積が2アール以上の、市内に住所を有する農業者 2 令和4年度の作物作付面積が2アール以上の、市内に主たる所在地を有する農業法人</p>

	<p>4 土地利用型作物生産者が令和4年度に購入及び使用し販売を目的に作付けされた裏作の肥料価格高騰分の一部を助成</p>	<p>作付面積10アールにつき1,000円とし、10アールに満たない場合は切り捨てる。また、同じ農地で複数回の作付けを行った場合でも裏作1作のみの面積とする。</p>	<p>1 令和4年度の作物作付面積が10アール以上の、市内に住所を有する農業者 2 令和4年度の作物作付面積が10アール以上の、市内に主たる所在地を有する農業法人</p>
	<p>5 園芸作物又は工芸作物生産者が令和4年度に購入及び使用し販売を目的に作付けされた裏作の肥料価格高騰分の一部を助成</p>	<p>作付面積10アールにつき2,000円とし、10アールに満たない場合は切り捨てる。また、同じ農地で複数回の作付けを行った場合でも裏作1作のみの面積とする。</p>	
	<p>6 施設花き生産者が令和4年度に購入及び使用し販売を目的に作付けされた裏作の肥料価格高騰分の一部を助成</p>	<p>作付面積1アールにつき500円とし、2アールに満たない場合は切り捨てる。また、同じ農地で複数回の作付けを行った場合でも裏作1作のみの面積とする。</p>	<p>1 令和4年度の作物作付面積が2アール以上の、市内に住所を有する農業者 2 令和4年度の作物作付面積が2アール以上の、市内に主たる所在地を有する農業法人</p>